

「介護予防・生活支援事業の実施について」 の一部改正について

平成12年12月18日 老発第833号
厚生省老人保健福祉局長

標記については、平成12年5月1日老発第475号本職通知により行われているところであるが、今般、その一部を別紙のとおり改正し、1及び2については平成13年1月1日から、3については平成12年11月22日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に対し、本事業の趣旨及び内容の周知徹底を図りたい。

なお、今回の改正の趣旨及び概要は下記の通りであるが、これらのうち、アの については、短期入所の振替利用が訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の一本化が図られるまでの暫定的な措置であることから、平成13年12月までの時限措置とする。また、アの については、次期介護報酬の見直し等の機会に、その位置づけについて再検討を行う予定であることを申し添える。

記

ア 平成13年1月1日から適用する改正

短期入所の振替利用の手續に係る相談・援助を市町村が自ら若しくは委託して実施し、又は市町村が実施する者に対して助成する事業に対する補助を行う。

居宅介護住宅改修費の支給の申請に係る理由書の作成を市町村が自ら若しくは委託して実施し、又は市町村が実施する者に対して助成する事業に対する補助を行う。

イ 平成12年11月22日から適用する改正

特定非営利活動法人等が民家を改修して指定通所介護事業を実施する場合のうち、介護予防活動等を併せて行っているものがあり、その活動は極めて有効である。

そこで、地域に密着したこれらの活動を支援するため、民家を改修する等により指定通所介護事業を実施する者が、当該事業所において、生きがい活動支援通所事業を実施する場合に、初度設備費に対する補助を行う。

〔別紙〕

1 別記の1の(1)のオの(オ)に次を加える。

留意事項

介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネータ検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者など、居宅介護住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合について、これを市町村の委託事業又は市町村助成事業として、本メニューの対象事業とすることができる。

なお、その場合の単価は、1件当たり2,000円とする。

2 別記の1の(1)のオの(ク)を(ケ)とし、(キ)の次に(ク)として次のように加える。

(ク) 短期入所振替利用援助事業

実施方法

介護保険サービスにおいて、訪問通所サービスの区分支給限度額を短期入所利用に振替希望する者に対し、市町村（市町村から委託された者を含む。）が必要な相談・援助を行うか又は市町村がこれらを行う居宅介護支援事業者に助成する。

利用対象者

「居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額」（平成12年2月厚生省告示第33号）第3号及び第6号に基づき、訪問通所サービスの区分支給限度額を短期入所利用に振替希望する者。

留意事項

本事業に係る単価は、1件当たり1月2,000円とする。

3 別記の1の(2)のエの(エ)の に次を加える。

d 本事業を民家を改修する等により指定通所介護事業を実施する者に委託する場合には、事業に要する経費のうち、初度設備費として、5,000千円を上限に補助できるものとする。（ただし、社会福祉施設等施設整備費など公的な補助を受けた者を除く。）